

日本中央競馬會會報

第 73 卷 第 2 号

令和 8 年 3 月 25 日 発行

目 次

☆馬主登録 (1)

☆馬主登録取消 (2)

☆競馬会記事 (2)

令和 8 年 1 月 21 日～令和 8 年 2 月 20 日

馬主登録

登録年月日	馬 主 氏 名	馬主登録番号	所 属 馬 主 協 会
8. 1. 27	嗟 峨 健 民	0 1 3 5 1 4	
8. 1. 27	カシマレーシング(株)	9 0 1 2 7 9	
8. 1. 27	合同会社Hishi Partners	9 0 1 2 8 0	
8. 2. 18	北 側 雅 司	0 1 3 5 1 7	

馬主登録取消

取消年月日	馬主氏名	馬主登録番号	所属馬主協会
8. 1. 22	澤田新吾	005248	無所属
8. 1. 22	吉田亮三	006439	阪神
8. 1. 22	川口裕貴	012235	無所属
8. 1. 22	潘蘇通	070019	無所属
8. 1. 22	エンジェルレーシング	900974	東京
8. 1. 27	阿部雅英	009033	東京
8. 1. 27	加島正幸	012472	阪神
8. 1. 27	(株)山王飯店	900640	東京
8. 1. 28	加藤守	003025	中京
8. 1. 29	藤原正一	008408	中山
8. 2. 5	松本有啓	012400	中山・札幌
8. 2. 18	㈱キャピタル・システム	901004	阪神
8. 2. 19	岡田甲子男	012187	無所属

競馬会記事

令和8年日本中央競馬会理事長達第5号

日本中央競馬会組織規程の一部を改正する通達

日本中央競馬会組織規程（平成19年理事長達第30号）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正する。

附則

（施行期日）

1 この通達は、令和8年3月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、別表8の改正規定及び第3項の規定は、同年4月1日から施行する。

（通達の廃止）

2 副理事長、常務理事、理事、部長及び場苑校所長の専決事項（平成11年理事長達第2号）は、廃止する。

3 佐世保場外勝馬投票券発売所の施設の外部利用に係る利用料等の特例を定める規則（平成14年理事長達第26号）は、廃止する。

（事務の承継）

4 この通達による改正前の日本中央競馬会組織規程の規定により環境整備課が行うものとされている環境整備費に係る事務については、施行日以後、社会貢献室が行うものとする。

日本中央競馬会組織規程 新旧対照表

改正後	現行
<p>第3条 本部に、次の部、室及び課を置く。</p> <p>(1)・(2)〔略〕</p> <p>(3) 総務部 イ・ロ〔略〕 〔削る。〕 ハ〔略〕(条項移動)</p> <p>(4)～(19)〔略〕</p> <p>2～4〔略〕</p> <p>第2節 事務の指揮等 <u>(役員)</u></p> <p>第4条 <u>理事長、副理事長、常務理事及び理事は、定款の定めるところにより、その職務を執行する。</u> <u>(執行役員)</u></p> <p>第5条 <u>執行役員(定款第17条の2に規定する理事補佐役をいう。以下同じ。)は、理事長、副理事長、常務理事又は理事の命を受け、理事長の定める事務を行う。</u></p> <p>第6条から第10条まで 削除</p>	<p>第3条 本部に、次の部、室及び課を置く。</p> <p>(1)・(2)〔略〕</p> <p>(3) 総務部 イ・ロ〔略〕 ハ <u>環境整備課</u> ニ〔略〕</p> <p>(4)～(19)〔略〕</p> <p>2～4〔略〕</p> <p>第2節 事務の指揮等 第4条から第10条まで 削除</p>
<p>(審議役)</p> <p>第17条〔略〕</p> <p>2 審議役は、部長(秘書室長を含む。第21条の2第2項及び第21条の3第2項において同じ。)、附属機関の長又は競馬場の場長の指揮を受け、理事長の命ずる業務に参画し、特に定める事項を処理する。</p>	<p>(審議役)</p> <p>第17条〔略〕</p> <p>2 審議役は、部長(秘書室長を含む。第81条において同じ。)、附属機関の長又は競馬場の場長の指揮を受け、理事長の命ずる業務に参画し、特に定める事項を処理する。</p>
<p><u>(ジェネラルエキスパート及びシニアエキスパート)</u></p> <p>第21条の2 <u>本部、附属機関又は競馬場にジェネラルエキスパート又はシニアエキスパートを置くことができる。</u></p> <p>2 <u>ジェネラルエキスパート及びシニアエキスパートは、部長、附属機関の長又は競馬場の場長の指揮を受け、その特に定める事項を処理する。</u> <u>(エキスパート及びマイスター)</u></p> <p>第21条の3 第3条第1項の部及び室、同条第2項の駐在員事務所、同条</p>	<p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p>

第3項の関西広報室並びに同条第4項の場外勝馬投票券発売所にエキスパート又はマイスターを置くことができる。

2 エキスパート及びマイスターは、部長、室長、駐在員事務所長又は場外勝馬投票券発売所の所長の指揮を受け、その特に命ずる事務を処理する。

(総合企画部)

第24条 総合企画部においては、次の事務を行う。

(1) [略]

[削る。]

(2)～(4) [略] (条項移動)

(5) 日本中央競馬会法(昭和29年法律第205号。以下「会法」という。)第19条第3項に規定する業務についての調査、研究及び企画立案に関すること。

(6)・(7) [略] (条項移動)

(8) 勝馬投票に関する購買動向及び来場動向に係る調査及び研究に関すること。

(9)～(11) [略]

(サステナビリティ推進部)

第24条の2 サステナビリティ推進部においては、次の事務を行う。

(1) [略]

(2) 会法第19条第4項に規定する業務(以下「4項事業」という。)についての調査、研究及び企画立案に関すること。

(3) [略]

(4) 地域貢献寄附金及び地元協力に関すること(お客様部及びウインズ部の所掌に属するものを除く。)

(5)～(7) [略] (条項移動)

(総務部)

第25条 総務部においては、次の事務を行う。

(1)～(4) [略]

[削る。]

[削る。]

[削る。]

(総合企画部)

第24条 総合企画部においては、次の事務を行う。

(1) [略]

(2) 経営委員会及び理事会の庶務に関すること。

(3)～(5) [略]

(6) 日本中央競馬会法(昭和29年法律第205号)第19条第3項に規定する業務についての調査、研究及び企画立案に関すること。

(7)・(8) [略]

[新設]

(9)～(11) [略]

(サステナビリティ推進部)

第24条の2 サステナビリティ推進部においては、次の事務を行う。

(1) [略]

(2) 日本中央競馬会法第19条第4項に規定する業務(以下「4項事業」という。)についての調査、研究及び企画立案に関すること。

(3) [略]

[新設]

(4)～(6) [略]

(総務部)

第25条 総務部においては、次の事務を行う。

(1)～(4) [略]

(5) 運営審議会及び役員会の庶務に関すること。

(6) 地域貢献寄附金に係る企画調整に関すること。

(7) 本会事業所周辺の地元協力についての企画調整に関すること(お客様部及びウインズ部の所掌に属するものを除く。)

<p>〔削る。〕</p> <p>(5)～(7) 〔略〕(条項移動) (広報部)</p>	<p>(8) <u>地元協力に係る交付金の交付等に関すること（ウインズ部の所掌に属するものを除く。）。</u></p> <p>(9)～(11) 〔略〕 (広報部)</p>
<p>第33条 広報部においては、次の事務を行う。</p> <p>(1)～(4) 〔略〕</p> <p>(5) 会報、年鑑、年史、「優駿」及び「たてがみ」の編集及び<u>発行</u>に関すること。 (お客様部)</p> <p>第33条の2 お客様部においては、次の事務を行う。</p> <p>(1)～(6) 〔略〕</p> <p>〔削る。〕</p> <p>〔削る。〕</p> <p>(7)～(13) 〔略〕(条項移動)</p>	<p>第33条 広報部においては、次の事務を行う。</p> <p>(1)～(4) 〔略〕</p> <p>(5) 会報、年鑑、年史、「優駿」及び「たてがみ」の編集及び<u>刊行</u>に関すること。 (お客様部)</p> <p>第33条の2 お客様部においては、次の事務を行う。</p> <p>(1)～(6) 〔略〕</p> <p>(7) <u>勝馬投票に関する購買動向及び来場動向に係る調査及び研究に関すること。</u></p> <p>(8) <u>勝馬投票券の発売金その他の勝馬投票及び競馬場の入場人員その他の利用状況に係る情報の収集、整理、分析及び提供並びに統計の作成に関すること。</u></p> <p>(9)～(15) 〔略〕</p>
<p>(秘書室)</p> <p>第36条の3 秘書室においては、<u>次の事務</u>を行う。</p> <p>(1) <u>役員の秘書事務に関すること。</u></p> <p>(2) <u>経営委員会及び運営審議会の庶務に関すること。</u></p> <p>(3) <u>理事会その他理事長が指定する会議の庶務に関すること。</u></p>	<p>(秘書室)</p> <p>第36条の3 秘書室においては、<u>役員の秘書事務に関すること</u>を行う。</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p>
<p>(エキスパート及びマイスター)</p> <p>第72条の2 <u>附属機関にエキスパート又はマイスターを置くことができる。</u></p> <p>2 <u>エキスパート及びマイスターは、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める者の指揮を受け、その特に命ずる事務を処理する。</u></p> <p>(1) <u>馬事公苑に置かれるエキスパート又はマイスター</u> 次長</p> <p>(2) <u>競馬学校に置かれるエキスパート又はマイスター</u> 副校長又は<u>教育管理室の室長</u></p> <p>(3) <u>競走馬総合研究所に置かれるエキスパート又はマイスター</u> 次長、<u>企画調整室長又は支所長</u></p>	<p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p>

<p>(4) <u>日高育成牧場に置かれるエキスパート又はマイスター 副場長</u> (5) <u>宮崎育成牧場に置かれるエキスパート又はマイスター 場長</u> (6) <u>トレーニング・センターに置かれるエキスパート又はマイスター副場長、公正室長又は競走馬診療所長</u></p>	
<p>(来場促進室) 第76条 〔略〕 2・3 〔略〕 4 <u>第79条の2のエキスパート及びマイスターは、自己の処理する事務のほか、来場促進室の室務のうち、室長の特に命ずる事務を分掌して処理する。</u></p>	<p>(来場促進室) 第76条 〔略〕 2・3 〔略〕 〔新設〕</p>
<p>(エキスパート及びマイスター) 第79条の2 <u>競馬場にエキスパート又はマイスターを置くことができる。</u> 2 <u>エキスパート及びマイスターは、副場長の指揮を受け、その特に命ずる事務を処理する。</u></p>	<p>〔新設〕 〔新設〕</p>
<p>(常務理事及び理事の処理事項等) 第81条 <u>常務理事及び理事は、定款に基づく理事長の定める事務に係る事項を処理するものとする。</u> 2 <u>常務理事及び理事は、前項の規定により処理する事項のうちあらかじめ指定したものについて、執行役員その他の適当と認めた者に専決処理させることができる。</u> 3 <u>前項に定めるもののほか、理事長は、特に必要と認めたときは、適当と認めた者に専決処理させることがある。</u> 4 <u>第1項に基づく事項の処理及び前2項に基づく専決処理を行う者は、必要に応じ、その処理する事項に関して事前に上司に報告を行い、指示を受けるものとする。</u></p>	<p>(専決事項) 第81条 <u>副理事長、常務理事、理事、部長、附属機関の長及び競馬場の場長に専決処理させる事項は、理事長が定める。</u> 〔新設〕 〔新設〕 〔新設〕</p>
<p>別表1 本部の室及び課の事務分掌（第37条関係） 〔1〕 総合企画部 1 経営企画室 (1) 〔略〕 〔削る。〕</p>	<p>別表1 本部の室及び課の事務分掌（第37条関係） 〔1〕 総合企画部 1 経営企画室 (1) 〔略〕 (2) <u>経営委員会及び理事会の庶務に関すること。</u></p>

<p>(2)~(5) 〔略〕(条項移動)</p> <p>(6) <u>勝馬投票に関する購買動向及び来場動向に係る調査及び研究に すること。</u></p> <p>(7) <u>勝馬投票券の発売金その他の勝馬投票及び競馬場の入場人員その 他の利用状況に係る情報の収集、整理、分析及び提供並びに統計の 作成に関すること。</u></p> <p>(8) 〔略〕(条項移動)</p> <p>(9) <u>会法第19条第3項に規定する業務についての調査、研究及び企画 立案に関すること。</u></p> <p>(10)~(12) 〔略〕(条項移動)</p> <p>2 〔略〕</p> <p>[2] サステナビリティ推進部</p> <p>1 社会貢献室</p> <p>(1)~(3) 〔略〕</p> <p>(4) <u>地域貢献寄附金及び地元協力に関すること(安全企画課及びウイ ンズ事業室の所掌に属するものを除く。)</u></p> <p>(5) 〔略〕(条項移動)</p> <p>2 〔略〕</p> <p>[3] 総務部</p> <p>1 〔略〕</p> <p>2 総務課</p> <p>(1)~(3) 〔略〕 〔削る。〕</p> <p>(4)~(10) 〔略〕(条項移動) 〔削る。〕</p> <p>3 〔略〕(条項移動)</p>	<p>(3)~(6) 〔略〕 〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>(7) 〔略〕</p> <p>(8) <u>日本中央競馬会法第19条第3項に規定する業務についての調査、 研究及び企画立案に関すること。</u></p> <p>(9)~(11) 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>[2] サステナビリティ推進部</p> <p>1 社会貢献室</p> <p>(1)~(3) 〔略〕 〔新設〕</p> <p>(4) 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>[3] 総務部</p> <p>1 〔略〕</p> <p>2 総務課</p> <p>(1)~(3) 〔略〕</p> <p>(4) <u>運営審議会及び役員会の庶務に関すること。</u></p> <p>(5)~(11) 〔略〕</p> <p>3 環境整備課</p> <p>(1) <u>地域貢献寄附金に係る企画調整に関すること。</u></p> <p>(2) <u>本会事業所周辺の地元協力についての企画調整に関すること(安 全企画課及びウインズ事業室の所掌に属するものを除く。)</u></p> <p>(3) <u>地元協力に係る交付金の交付等に関すること(ウインズ事業室の 所掌に属するものを除く。)</u></p> <p>4 〔略〕</p>
<p>[12] 広報部</p> <p>1 報道室</p>	<p>[12] 広報部</p> <p>1 報道室</p>

- (1)～(3) 〔略〕
- (4) 会報、年鑑、年史、「優駿」及び「たてがみ」の編集及び発行に関すること。
- 2 〔略〕
- [13] お客様部
 - 1 〔略〕
 - 2 ネット販売室
〔削る。〕
- (1) 〔略〕(条項移動)
〔削る。〕
- (2) 〔略〕(条項移動)
 - ネット販売企画課 〔略〕
 - ネット販売運用課 〔略〕
- 3・4 〔略〕

- (1)～(3) 〔略〕
- (4) 会報、年鑑、年史、「優駿」及び「たてがみ」の編集及び刊行に関すること。
- 2 〔略〕
- [13] お客様部
 - 1 〔略〕
 - 2 ネット販売室
 - (1) 勝馬投票に関する購買動向及び来場動向に係る調査及び研究に関すること。
 - (2) 〔略〕
 - (3) 勝馬投票券の発売金その他の勝馬投票及び競馬場の入場人員その他の利用状況に係る情報の収集、整理、分析及び提供並びに統計の作成に関すること。
 - (4) 〔略〕
- ネット販売企画課 〔略〕
- ネット販売運用課 〔略〕
- 3・4 〔略〕

別表8 名称及び所在地（第82条関係）

区分	名 称	所 在 地
	〔略〕	〔略〕
場外勝馬投票券発売所	博多場外勝馬投票券発売所 〔削る。〕	福岡県福岡市 〔削る。〕
	八代場外勝馬投票券発売所	熊本県八代市

別表8 名称及び所在地（第82条関係）

区分	名 称	所 在 地
	〔略〕	〔略〕
場外勝馬投票券発売所	博多場外勝馬投票券発売所	福岡県福岡市
	<u>佐世保場外勝馬投票券発売所</u>	<u>長崎県佐世保市</u>
	八代場外勝馬投票券発売所	熊本県八代市

令和8年日本中央競馬会理事長達第12号

日本中央競馬会組織規程の一部改正に伴う関連規程の整備に関する通達 [抄]

第17条 競走馬に与える飼料に関する通達（令和元年理事長達第11号）

の一部を別紙新旧対照表(17)のとおり改正する。

第18条 ギャンブル等依存症対策実施規程（令和2年理事長達第1号）

の一部を別紙新旧対照表(18)のとおり改正する。

附 則

この通達は、令和8年3月1日から施行する。[ただし書略]

新旧対照表(17) (競走馬に与える飼料に関する通達新旧対照表)

改正後	現 行
<p>第5条 委員会は、次の各号に掲げる委員長、副委員長及び委員をもって構成する。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 委員 次に掲げる者</p> <p>イ <u>常務理事、理事又は執行役員のうちから理事長が指名する2人以内の者</u></p> <p>ロ・ハ [略]</p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、理事長は、必要があると認めるときは、馬事担当理事に代えて馬事担当執行役員を委員長に、審判担当理事に代えて審判担当執行役員を副委員長に、それぞれ充てることができる。</u></p> <p><u>3～8</u> [略] [条項移動]</p> <p>(その他)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 馬事担当理事及び審判担当理事が同一の者（前項の規定により読み替えた場合を含む。）であるときは、理事長が指名する<u>常務理事、理事又は執行役員</u>を前条第1項第2号に規定する副委員長に充てるものとする。</p>	<p>第5条 委員会は、次の各号に掲げる委員長、副委員長及び委員をもって構成する。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 委員 次に掲げる者</p> <p>イ <u>理事長が指名する2人以内の役員（常務理事又は理事に限る。）</u></p> <p>ロ・ハ [略]</p> <p>[新設]</p> <p><u>2～7</u> [略]</p> <p>(その他)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 馬事担当理事及び審判担当理事が同一の者（前項の規定により読み替えた場合を含む。）であるときは、理事長が指名する<u>常務理事又は理事</u>を前条第1項第2号に規定する副委員長に充てるものとする。</p>

新旧対照表(18) (日本中央競馬会ギャンブル等依存症対策実施規程新旧対照表)

改 正 後	現 行
<p>(役職員の責務)</p> <p>第2条 本会の役員（<u>執行役員、総括監、顧問及び参与を含む。第5条を除き、</u>以下同じ。）及び職員（嘱託を含む。）（以下「役職員」という。）は、本会のギャンブル等依存症対策を実施するために必要な知識の習得及び理解に努めなければならない。</p>	<p>(役職員の責務)</p> <p>第2条 本会の役員（総括監、顧問及び参与を含む。以下同じ。）及び職員（嘱託を含む。）（以下「役職員」という。）は、本会のギャンブル等依存症対策を実施するために必要な知識の習得及び理解に努めなければならない。</p>

令和8年日本中央競馬会理事長達第15号

日本中央競馬会競走馬診療及び装蹄施設貸付基準の一部を改正する通達

日本中央競馬会競走馬診療及び装蹄施設貸付基準（昭和54年理事長達第25号）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正する。

附 則

（施行期日）

- 1 この通達は、令和8年3月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 施行日前に改正前の日本中央競馬会競走馬診療及び装蹄施設貸付基準（以下「改正前の基準」という。）の規定により受けた貸付けの承認は、改正後の日本中央競馬会競走馬診療及び装蹄施設貸付基準（以下「改正後の基準」という。）の規定により受けた貸付けの承認又は手術棟の利用の許可と、施行日前に改正前の基準第8条の規定により提出された請書は改正後の基準第8条の規定により提出された誓約書と、それぞれみなす。

日本中央競馬会競走馬診療及び装蹄施設貸付基準 新旧対照表

改正後	現 行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 本会の<u>トレーニング・センター又は競馬場に設置されている競走馬の診療又は装蹄を行うための施設</u> (以下「<u>診療装蹄施設</u>」という。)を競走馬の診療又は装蹄を業とする者に対して貸し付ける場合には、この基準の定めるところによる。</p> <p>(貸付けの種類)</p> <p>第2条 <u>診療装蹄施設の貸付けの種類は、定期貸付及び臨時貸付とする。</u></p> <p>2 定期貸付を行う施設は、<u>トレーニング・センターの診療装蹄施設とする。</u></p> <p>3 臨時貸付を行う施設は、<u>競馬場の診療装蹄施設とする。</u></p> <p>(貸付けの期間)</p> <p>第3条 定期貸付の期間は、<u>1月1日から12月31日までの間で、当該施設を管理するトレーニング・センターの場長</u> (以下「<u>当該トレーニング・センター場長</u>」という。)が貸付けを承認した期間とする。</p> <p>2 臨時貸付の期間は、<u>当該施設を管理する競馬場の場長</u> (以下「<u>当該競馬場場長</u>」という。)が貸付けを承認した期間とする。</p> <p>(貸付対象者)</p> <p>第4条 <u>貸付けを受けることができる者は、診療を行うための施設</u> (以下「<u>診療施設</u>」という。)の貸付けにあつては第1号に、<u>装蹄を行うための施設</u> (以下「<u>装蹄施設</u>」という。)の貸付けにあつては第2号に掲げる者とする。</p> <p>(1) <u>獣医師法(昭和24年法律第186号)の規定により獣医師の免許を有する者</u> (以下「<u>獣医師</u>」という。)であつて、次に掲げる要件を満たすもの</p> <p>イ [略]</p> <p>ロ <u>次条又は第6条の申請をした日</u> (以下「<u>申請日</u>」という。)から</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 本会の競馬場又はトレーニング・センター内の施設であつて本会が競走馬の診療又は装蹄を行うために必要と認めるもの (以下「<u>診療装蹄施設</u>」という。)を競走馬の診療又は装蹄を業とする者に対して貸し付ける場合には、この基準の定めるところによる。</p> <p>(貸付の種類)</p> <p>第2条 <u>貸付の種類は、定期貸付及び臨時貸付とする。</u></p> <p>2 定期貸付を行う施設は、<u>栗東又は美浦のトレーニング・センターの診療装蹄施設</u> (次項に定める手術棟を除く。)とする。</p> <p>3 臨時貸付を行う施設は、<u>競馬場の診療装蹄施設及び栗東又は美浦のトレーニング・センターの診療装蹄施設であつて競走馬の手術を行うために本会が必要と認めるもの</u> (以下「<u>手術棟</u>」という。)とする。</p> <p>(貸付の期間)</p> <p>第3条 定期貸付の期間は、<u>1年以内とする。ただし、更新することができる。</u></p> <p>2 臨時貸付の期間は、<u>競馬場の診療装蹄施設にあつては当該施設を管理する競馬場の場長が必要と認める期間とし、手術棟にあつては1日とする。</u></p> <p>(貸付対象者)</p> <p>第4条 <u>貸付を受けることができる者は、次に掲げる者とする。</u></p> <p>(1) <u>獣医師法(昭和24年法律第186号)により獣医師の免許を有する者</u> (以下「<u>獣医師</u>」という。)であつて、次に掲げる要件を満たすもの</p> <p>イ [略]</p> <p>ロ <u>次条第1項又は第2項の承認の申請をした日から遡つて3年間に</u></p>

起算して過去3年間において、軽種馬の診療に6月以上継続して従事した経験を有していること。

- (2) 公益社団法人日本装蹄協会の認定規程（平成24年11月1日制定。以下「認定規程」という。）の規定により指導級又は1級認定装蹄師に認定された者（以下「装蹄師」という。）であつて、申請日から起算して過去3年間において、軽種馬の装蹄に6月以上継続して従事した経験を有しているもの
(定期貸付の申請)

第5条 定期貸付を受けようとする者は、施設貸付承認申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付して当該トレーニング・センター場長に申請し、その承認を受けなければならない。

- (1) 履歴書
- (2) 住民票記載事項証明書（氏名及び現住所を記載したものに限る。）
- (3) 獣医師免許証及び獣医師法第22条の規定による届出書類の写し又は装蹄師認定証の写し
- (4) 軽種馬の診療又は装蹄に従事した履歴を証する書類
- (5) 競走馬の診療又は装蹄に供する設備の内容を示す書類
- (6) 業務助手の住所、氏名、生年月日、電話番号及び資格情報を示す書類（業務助手を使用しようとする者に限る。）
- (7) 診療技術料の基準及び使用医薬品を示す書類（診療施設の貸付けを申請する者に限る。）

2 定期貸付を受けている者が次年度においても当該トレーニング・センターにおいて定期貸付を希望するときは、定期貸付を受けている年の10月31日までに施設貸付承認申請書（様式第1号）をもって当該トレーニング・センター場長に申請し、その承認を受けなければならない。この場合において、前項第1号から第5号まで掲げる書類に記載内容の変更がないときは、前項の規定にかかわらず、当該書類の添付は要しないものとする。

3 定期貸付を受けている者が貸付期間の途中で新たに業務助手を使用しようとするときは、あらかじめ第1項第6号に規定する事項を記載した書類をもって当該トレーニング・センター場長に申請し、その承認を受けなければならない。

において、軽種馬の診療に6月以上継続して従事した経験を有していること。

- (2) 公益社団法人日本装蹄協会の認定規程（平成24年11月1日制定。以下「認定規程」という。）により指導級又は1級認定装蹄師に認定された者（以下「装蹄師」という。）であつて、次条第1項又は第2項の承認の申請をした日から遡つて3年間において、軽種馬の装蹄に6月以上継続して従事した経験を有しているもの
(貸付の承認)

第5条 定期貸付を受けようとする者は、理事長の承認を受けなければならない。

[新設]

[新設]

[新設]

[新設]

[新設]

[新設]

[新設]

2 臨時貸付を受けようとする者は、貸付を受けようとする施設を管理する競馬場又はトレーニング・センターの場長（以下「当該場長」という。）の承認を受けなければならない。ただし、前項に定める定期貸付の承認を受けていない者であつて競馬場の診療装蹄施設の臨時貸付を受けようとするものは、理事長の承認を受けなければならない。

3 手術棟の貸付は、第1項の規定による定期貸付の承認を受けていない者に対しては行わないものとする。

〔削る。〕

（臨時貸付の申請）

第6条 定期貸付を受けている者が臨時貸付を受けようとするときは、臨時貸付を受けようとする期間の初日（以下「貸付初日」という。）の14日前までに施設臨時貸付承認申請書（様式第2号）をもって当該競馬場長に申請し、その承認を受けなければならない。

〔削る。〕

〔削る。〕

〔削る。〕

〔削る。〕

〔削る。〕

2 定期貸付を受けていない者が臨時貸付を受けようとするときは、貸付初日の60日前までに施設貸付承認申請書（様式第1号）に前条第1項各号に掲げる書類を添付して当該競馬場長に申請し、その承認を受けなければならない。

3 前項の申請について承認を受けた者が貸付期間の途中で新たに業務助手を使用しようとするときは、あらかじめ前条第1項第6号に規定する事項を記載した書類をもって当該競馬場長に申請し、その承認を受けなければならない。

〔削る。〕

（身分証の交付）

第7条 当該トレーニング・センター場長及び当該競馬場長（以下「当該

4 定期貸付又は臨時貸付を受けたことがない者であつて、第1項又は第2項の承認の申請をした日から遡つて1年間において、競馬場又はトレーニング・センターの診療装蹄施設において業務助手として競走馬の診療又は装蹄に従事した経験を有しないものは、当該承認の申請をした後、本会が実施する競馬の公正確保及び防疫に関する研修を受講しなければならない。

（貸付の申請等）

第6条 前条第1項及び第2項ただし書の承認を受けようとする者は、施設貸付承認申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付して、当該場長を経由して、これを理事長に提出しなければならない。

(1) 履歴書

(2) 住民票記載事項証明書（氏名及び現住所を記載したものに限る。）

(3) 獣医師免許証又は装蹄師認定証の写し

(4) 軽種馬の診療又は装蹄に従事した履歴

(5) 競走馬の診療又は装蹄に供する設備の内容

2 前項の規定にかかわらず、定期貸付を受けている者が貸付の更新を希望する場合又は当該年度において臨時貸付を受けた者（定期貸付を受けている者を除く。）が次年度においても臨時貸付を希望する場合は、施設貸付承認申請書を毎年11月30日までに、当該場長を経由して理事長に提出しなければならない。この場合において、前項各号に掲げる書類の添付は要しない。

3 理事長は、前2項の申請があつた場合において貸付を承認したときは、当該場長を経由して申請者に通知する。

4 新規に定期貸付又は臨時貸付の承認を受けた獣医師は、獣医師法第22条の規定による届出を行つた旨を証明する書類を貸付を開始した日から起算して10日以内に、当該場長を経由して理事長に提出しなければならない。

第7条 第5条第2項本文の承認を受けようとする者は、競馬場の診療装

場長」という。)は、前2条の申請を適当なものとして承認をしたときは、貸付けを受ける者(以下「借受者」という。)及びその業務助手(以下これらを「借受者等」と総称する。)に対し身分証を交付する。

2 当該トレーニング・センター場長は、第5条第2項の申請について承認をしたときは、前項の規定にかかわらず、既に交付した身分証のうち記載事項に変更がないものについては、交付日から起算して5年間を限度として、引き続き使用させることができる。

3 当該競馬場長から前条第2項又は第3項の申請について承認を受けて交付された身分証は、当該競馬場においてのみ、その効力を有するものとする。

(手術棟の利用)

第7条の2 診療施設の借受者(定期貸付を受けているものに限る。)は、貸付期間内に当該トレーニング・センターの手術棟を利用することができる。

2 前項の規定により手術棟を利用しようとする者は、別に定めるところにより申込みをし、利用の許可を受けなければならない。

(誓約書の提出)

第8条 借受者は、定期貸付又は臨時貸付の開始日の前日までに誓約書(様式第3号)を当該場長に提出しなければならない。

(貸付料及び利用料の徴収)

第9条 定期貸付若しくは臨時貸付の貸付料又は手術棟の利用料は、別表に定めるところにより算定した額に消費税及び地方消費税に相当する額を加えて得た額とする。

2 定期貸付の貸付料は、1月、4月、7月及び10月に3か月分の額を当該トレーニング・センター場長が徴収する。ただし、貸付期間の途中から貸付けを開始する場合における初回の徴収については、貸付けを開始する月の末日までに、その月から次の貸付料徴収の月の前月までの分を徴収するものとする。

3 定期貸付において、貸付期間の途中で貸付けを終了した場合は、既に徴収した貸付料のうち、貸付けを終了した日の属する月の翌月以降の分を返還する。

4 臨時貸付の貸付料は、貸付けを開始する日から起算して14日を経過す

蹄施設に係るものにあつては施設貸付承認申請書を、手術棟に係るものにあつては施設一時貸付承認申請書(様式第2号)を、それぞれ当該場長に提出しなければならない。

2 当該場長は、前項の申請があつた場合において貸付を承認したときは、申請者に通知し、競馬場の診療装蹄施設に係るものにあつては速やかにその旨を理事長に報告するものとする。

[新設]

[新設]

(請書の提出)

第8条 第5条第1項又は第2項の承認を受けた者は、貸付を開始する日までに請書(様式第3号)を当該場長に提出しなければならない。

(貸付料金の徴収)

第9条 貸付料は、別表に定めるところにより算定した額に消費税及び地方消費税に相当する額を加えて得た額とする。

2 定期貸付の料金は、1月、4月、7月及び10月に3か月分をあらかじめ徴収する。ただし、期間の途中から貸付を開始する場合は、貸付を開始する月にその月から次の料金徴収の月の前月までの分を徴収する。

3 定期貸付において、期間の途中で貸付を終了した場合は、既に徴収した貸付料金のうち、貸付を終了した日の属する月の翌月以降の分を返還する。

4 臨時貸付の料金は、貸付を開始する日(手術棟に係るものにあつては、

る日までに、貸付けを承認した期間に応じて算定した額を当該競馬場長が徴収する。

5 臨時貸付において、第11条又は第11条の2の規定により貸付期間の途中で貸付けの承認が取り消された場合は、既に徴収した貸付料の返還は行わない。

6 手術棟の利用料は、利用日の属する月（以下「当該月」という。）の翌月の末日までに、当該月の利用日数の分を当該トレーニング・センター場長が徴収する。

（遵守事項）

第10条 借受者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 借り受けた施設（第7条の2の規定により利用する手術棟を含む。以下同じ。）を借り受けた目的以外の用途に供しないこと。
- (2) 借り受けた施設を善良な管理者の注意をもって維持管理すること。
- (3) 借り受けた施設を滅失し、又は毀損した場合は、その旨を速やかに当該場長に届け出ること。この場合において、当該場長がその滅失又は毀損が借受者等の故意又は過失により生じたものであると認めるときは、当該場長の定める期日までにこれを原状に復し、又はその費用を負担すること。
- (4) 当該場長の許可を受けないで借り受けた施設を改変しないこと。
- (5) トレーニング・センター若しくは競馬場の秩序の維持又は競馬の公正確保のために行う当該場長の指示に従うこと。
- (6) 借り受けた施設において乗用馬等の競走馬以外の馬の診療又は装蹄を行うときは、あらかじめ当該場長の許可を受けること。
- (7)～(9) 〔略〕
- (10) 薬品及び器具は、自らの責任において借り受けた施設内に保管すること。
- (11) 借り受けた施設の利用に伴い生じる電気、水道、ガス等の費用は借受者が負担することとし、料金の納付方法については当該場長の指示に従うこと。
- (12) 借受者等は、競馬の公正確保及び防疫等に関して本会が実施する研修を受講すること。

貸付日) から起算して14日を経過する日までに徴収する。

〔新設〕

〔新設〕

（貸付の条件）

第10条 貸付を受けた者（以下「借受者」という。）は、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。

- (1) 借り受けた施設を借り受けた目的以外の用途に供しないこと。
- (2) 借り受けた施設を善良な管理者の注意をもって維持管理すること。
- (3) 借り受けた施設を滅失し、又はき損した場合は、その旨を速やかに当該場長に届け出ること。この場合において、当該場長がその滅失又はき損が借受者の故意又は過失により生じたものであると認めるときは、当該場長の定める期日までにこれを原状に復し、又はその費用を負担すること。
- (4) 理事長の許可を受けないで借り受けた施設を改変しないこと。
- (5) 競馬場若しくはトレーニング・センターの秩序の維持又は競馬の公正確保のため行う当該場長の指示に従うこと。
- (6) 借り受けた施設においては、当該場長の許可を受けないで競走馬以外の動物の診療又は装蹄を行わないこと。
- (7)～(9) 〔略〕
- (10) 薬品及び診療用器具は、自らの責任において借り受けた施設内に保管すること。
- (11) 貸付期間が満了し、又は貸付の承認を取り消されたときは、その施設を原状に復して返還すること。この場合において、原状に復さないときは、原状に復する費用を負担すること。

〔新設〕

(13) 借受者等の住所、電話番号又は連絡先に変更があった場合は、別に定めるところにより、速やかに当該場長に届け出ること。

〔削る。〕

(14) 業務助手に異動があったときは、別に定めるところにより、速やかに当該場長に届け出ること。

(15) 借受者等は、トレーニング・センター又は競馬場においては、有効な身分証を常に携帯すること。

(16) 競走馬の診療に従事する借受者等が獣医師法第22条に規定する届出をしたときは、当該届出書類の写しを、当該場長に提出すること。

(17) 貸付期間が満了し、又は貸付けの承認を取り消されたときは、借受者等に交付された身分証を返却のうえ、借り受けた施設を原状に復して返還すること。この場合において、原状に復さないときは、原状に復する費用を負担すること。

(承認の取消し等)

第11条 借受者が次の各号のいずれかに該当した場合は、当該借受者に対する貸付けの承認を取り消す。

(1) 貸付承認の取消しを申請したとき。

(2) 死亡したとき。

(3) 獣医師法の規定により獣医師の免許が取り消され、又は認定規程の規定により装蹄師の認定が取り消され、若しくは効力を失ったとき。

第11条の2 借受者が次の各号のいずれかに該当した場合は、当該借受者に対する貸付けの承認を取り消し、又は施設の利用を停止することがある。

(1) 獣医師法の規定により業務の停止を命じられたとき又は認定規程の規定により装蹄師の認定が停止されたとき。

(2) 第8条又は第10条の規定に違反したとき。

(3) 定期貸付若しくは臨時貸付の貸付料又は手術棟の利用料の納付を

〔新設〕

(12) 競馬場又はトレーニング・センターにおいて、競走馬の診療又は装蹄に従事する業務助手を使用するときは、あらかじめ当該場長を経由して理事長の承認を受けること。

(13) 前号の業務助手に異動があつたときは、速やかに当該場長を経由して理事長に届け出ること。

(14) 競馬場又はトレーニング・センターにおいては、理事長が交付した証明書を常に携帯し、業務助手についても理事長が交付した証明書を携帯させること。

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

(承認の取消等)

第11条 借受者が次の各号のいずれかに該当したときは、当該借受者に対し貸付の承認を取り消し、施設の使用を禁止し、又は貸付期間の更新をしないことがある。

(1) 獣医師法により獣医師の免許を取り消され、若しくは業務の停止を命ぜられたとき又は認定規程により装蹄師認定の効力を失い、若しくは装蹄師認定を取り消されたとき。

(2) 貸付条件に違反したとき。

(3) 貸付料金の納付を怠つたとき。

忘ったとき。

(4) 身分証を不正に使用したことが判明したとき。(業務助手が不正に使用したことが判明した場合を含む。)

(5) 前各号に掲げるもののほか、当該場長が貸付けを行うこと又は施設を利用させることが不適當であると認めたとき。

(借受者等に対する監督)

第12条 当該場長は、診療装蹄施設の維持及び管理を適正に行うために、借受者等に対し、必要な指導及び監督を行うものとする。

別表

診療施設の貸付料 (税抜)

貸付けの種類	貸付単位	貸付料
[略]	[略]	[略]
[削る。]	[削る。]	[削る。]
臨時貸付	1 か月	1 区画当たり3,500円
[削る。]	[削る。]	[削る。]

手術棟利用料 (税抜)

単位	利用料
1 日	1 棟当たり4,000円

[新設]

(4) 前3号に掲げるもののほか、理事長が貸付を行うことが不適當であると認めたとき。

(借受者に対する監督)

第12条 場長は、借受者がこの基準により定められた貸付基準を履行しているかどうかを監督し、常に貸し付けた施設の維持及び管理の適正を図らなければならない。

別表

競走馬の診療のための施設貸付料金

貸付の種類	貸付単位	貸付料金
[略]	[略]	[略]
<u>臨時貸付 (開催競馬場)</u>	<u>1 競馬開催 期間</u>	<u>1 区画当たり875円に当該競馬 開催の節の数を乗じて得た額</u>
<u>臨時貸付 (非開催競馬場)</u>	1 か月	1 区画当たり3,500円
臨時貸付 (手術棟)	1 日	1 棟当たり4,000円

[新設]

装蹄施設の貸付料（税抜）

貸付けの種類	貸付単位	貸付料
〔略〕	〔略〕	〔略〕
〔削る。〕	〔削る。〕	〔削る。〕
臨時貸付	1か月	1施設当たり22,000円

（備考）

- 1 臨時貸付の貸付期間は暦日により算定するものとし、1か月に満たない期間については、その期間は1か月として貸付料を算定する。
- 2 1区画又は1施設を共同利用する場合においては、その利用割合に応じて所定料金を案分した額を各人から徴収する。

〔削る。〕

〔削る。〕

競走馬の装蹄のための施設貸付料金

貸付の種類	貸付単位	貸付料金
〔略〕	〔略〕	〔略〕
臨時貸付 （開催競馬場）	1競馬開催 期間	1施設当たり5,500円に当該競馬開催の節の数を乗じて得た額
臨時貸付 （非開催競馬場）	1か月	1施設当たり22,000円

（備考）

- 1 電気、水道及びガスの料金は、別に実費を徴収する。
- 2 1区画又は1施設を共同使用する場合においては、その使用割合に応じて所定料金を案分した額を各人から徴収する。
- 3 この表において、「開催競馬場」とは、当該貸付を受ける期間に競馬を開催している競馬場をいい、「非開催競馬場」とは、それ以外の競馬場をいう。
- 4 この表において、「節」とは競馬開催日（天災地変その他やむを得ない事由により競馬開催日の日取りを変更した場合にあつては、当該変更前の競馬開催日とする。以下この項において同じ。）が連続しない場合はその競馬開催日1日、競馬開催日が2日以上連続する場合はその連続する競馬開催日を併せたもの、競馬開催日（2日以上連続する場合を含む。以下この項において同じ。）と競馬開催日との間の日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日である場合はその前後する競馬開催日を併せたものをいう。

様式第 1 号

施設貸付承認申請書

年 月 日

日本中央競馬会
場 長 殿

住 所
申請者 氏 名
生年月日
電話番号

(法人にあつては所在地・名称、
代表者氏名及び代表者生年月日)

下記のとおり 競 馬 場 内において、競走馬の
トレーニング・センター (診療 ・ 装蹄) のための施設の (定期 ・ 臨時) 貸付について
承認いただきたく、申請します。

記

- 1 貸付けを受けようとする施設
号 開業獣医師診療所 ・ 開業装蹄所
- 2 貸付けを受けようとする期間 年 月 日 ~ 年 月 日
- 3 申請者の資格情報
(獣医師免許) 登録年月日 年 月 日
登録番号
(装蹄師認定) 認定年月日 年 月 日
登録番号
- 4 業務助手の住所、氏名、生年月日、電話番号及び資格情報 (別紙
のとおり)
- 5 ~ 7 [略]

(備考)

6 及び 7 は診療施設の貸付けを受けようとする獣医師のみ記載する事項

様式第 1 号

施設貸付承認申請書

年 月 日

日本中央競馬会 理事長 殿
場 長

住 所
申請者
氏 名

(法人にあつては名称
及び代表者の氏名)

下記のとおり 競 馬 場 内において、競走馬の診
療 (装蹄) を行いたいので、施設の貸付を願いたく申請します。

記

- 1 貸付を受けようとする施設の名称
- 2 貸付の種類及び期間
- 3 申請者の獣医師の資格取得年月日、登録年月日及び登録番号又は
装蹄師の資格認定年月日及び登録番号
- 4 診療 (装蹄) に従事する業務助手の氏名並びに獣医師の資格取得
年月日、登録年月日及び登録番号又は装蹄師の資格認定年月日及
び登録番号
- 5 ~ 7 [略]

(備考)

装蹄師にあつては、6 及び 7 を記載しなくてもよい。

様式第2号

施設臨時貸付承認申請書

年 月 日

日本中央競馬会

競馬場長 殿

住 所 (法人にあっては所在地、名称)

申請者 (及び代表者氏名)

氏 名

下記のとおり 競馬場において競走馬の(診療・装蹄) のための施設の臨時貸付について承認いただきたく、申請します。

記

1 貸付けを受けようとする施設

号 開業獣医診療所・開業装蹄所

2 貸付けを受けようとする期間 年 月 日 ~ 年 月 日

様式第3号

誓 約 書

年 月 日

日本中央競馬会

場長 殿

氏 名 (法人にあっては名称)

(及び代表者の氏名)

今般、下記のとおり貸付けの承認を受けましたが、その利用にあたっては、日本中央競馬会競走馬診療及び装蹄施設貸付基準の各条項を厳守し、貴会の指示に従うことを誓約いたします。万一これに反し

様式第2号

施設臨時貸付承認申請書

年 月 日

日本中央競馬会

トレーニング・センター場長 殿

住 所

申請者 (法人にあつては名称)

氏 名 (及び代表者の氏名)

下記のとおり トレーニング・センターの手術棟において競走馬の診療を行いたいので、施設の臨時貸付を願いたく申請します。

記

1 貸付日

2 診療内容

様式第3号

請 書

年 月 日

日本中央競馬会

場長 殿

氏 名 (法人にあつては名称)

(及び代表者の氏名)

今般 競馬場の施設の貸付に関し、下記のとおり御承認を受けましたが、その使用にあたっては、日本中央競馬会診療及び装蹄施設貸付基準の各条項を厳守するは勿論、その他貴会の御指

た場合は、貸付けの承認を取り消され、又は施設の利用を停止されても異議申立てはいたしません。

記

- 1 貸付施設 号 開業獣医診療所 ・ 開業装蹄所
- 2 貸付けの種類 定期貸付 ・ 臨時貸付
- 3 貸付けの目的
- 4 貸付期間 年 月 日 ~ 年 月 日
〔削る。〕
〔削る。〕

示に違背しないことを確約いたします。

万一違背した場合は、貸付の承認を取り消され、又は施設の使用を禁止されても何ら異議を申し立てたりいたしません。

ここに、請書を提出いたします。

記

- 1 貸付施設
〔新設〕
- 2 貸付の目的
- 3 貸付の期間
- 4 貸付料金
- 5 貸付料金の納入期日

